

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十九年四月一日以降の場合には、平成三十年三月三十一日までの間）は、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 指定障害福祉サービス基準第二百五十二条第二項若しくは障害福祉サービス基準第九十条第二項に規定する多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者又は指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項第六号に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間は、当該多</p>	<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十五年三月三十一日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 指定障害福祉サービス基準第二百五十二条第二項若しくは障害福祉サービス基準第九十条第二項に規定する多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者又は指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項第六号に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間（事業の開</p>

機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される全ての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

ホ 複数の昼間実施サービス（指定障害者支援施設等又は障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日から起算して三年間は、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

へ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第百七条に規定する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第二百七条又は第二百十三条の二に規定する指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービ

始の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間）は、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供される全ての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

ホ 複数の昼間実施サービス（指定障害者支援施設等又は障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日（当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間）は、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

へ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）に規定する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第二百七条又は第二百十三条の二に規定する指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第

ス基準第二百八条第一項又は第二百十三条の四第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定にかかわらず、イ(1)(一)aからcまでの期間が通算して三年以上である者であつて、イ(2)(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。

ト 障害福祉サービス基準第八十九条第二項又は第三項に規定する多機能型生活介護事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型生活介護事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間は、実務経験者であるときは、イ(1)(二)の要件を満たしているものとみなす。

二百八条第一項又は第二百十三条の四第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定にかかわらず、イ(1)(一)aからcまでの期間が通算して三年以上である者であつて、イ(2)(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。

ト 障害福祉サービス基準第八十九条第二項又は第三項に規定する多機能型生活介護事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、実務経験者であるときは、イ(1)(二)の要件を満たしているものとみなす。